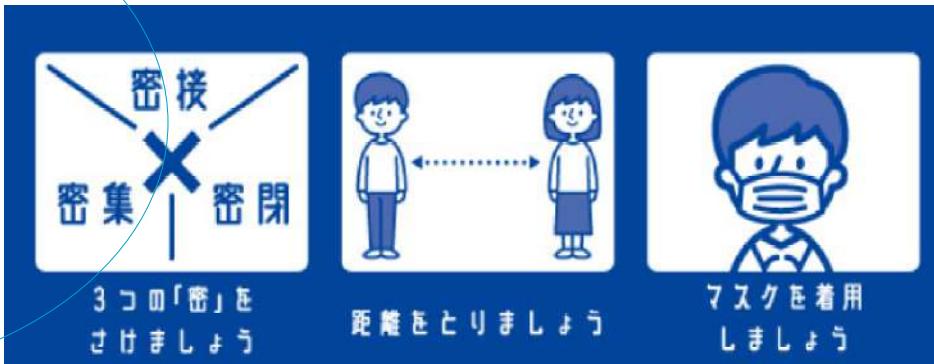


◇新型コロナウイルス感染症対策は、「回避」から「共に」の方向に舵取りが行われつつあります。ある意味発生件数に対する感覚も麻痺・慢性化している感も拭えません。リスクを承知で会議し懇親会も行うには、もしもの結果を踏まえると躊躇するのは至極当然のことですし、「地域に根ざし地域に寄り添う行政書士」としては慎重にならざるを得ません。次の2大研修事業は過般、支部理事会で慎重審議の結果、以下のようにになりました。

◇令和4年度三支部合同研修会について
本年度も開催は困難と判断しました。

◇業務研修会について
開催する時期は、11月までと考えますので適時コロナの蔓延状況を判断して対応します。ただし、講師が呼応しなければ開催も難しいこともご承知いただきたいと思います。



◇北海道行政書会政治連盟(政連)の第41回定期大会も釧路総会の後に開催

会場から「政連」無くして行政書士無しの主旨の発言があり、行政書士法の成り立ちが議員立法であり、行政書士により良い法律改正も「政連」の尽力で行われていることを会場の若い層の会員にも改めて浸透させることとなったようでした。



◇政治連盟会費納入のお願い

個々の行政書士が十分活動するには、法改正や行政書士の職域の拡大と社会的地位の向上を図るために、行政書士を支えてくれる強力な組織が必要です。

この目的達成のため、日政連が活動しています。しかし、活動するためには、自ずと活動資金が必要になります。日行連では政治活動は認められず、政治活動はあくまでも日政連でしかできないのです。したがって、政治活動をしていくには、日行連とは別に日政連の会費が必要となります。日政連並びに支部の活動は、"総ての行政書士のために"であり、その成果の恩恵は、"総ての行政書士が平等に受ける"ことになるのです。

本趣旨をご理解いただきまして、会員の方は年会費として5,000円を下記の口座に納入くださいますようお願いします。

郵便振替口座 02740-3-24241

口座名義 日本行政書士政治連盟北海道支部

※振替用紙は道会会報と一緒に道会から配布されます
が前号の支部長の「お願い事」にもあるように主旨ご理解の上よろしくお願いします。なお、振替用紙は本紙に同封しましたのでお早めに納入ください。



行政書士ひだか 2022・7

発行者 北海道行政書士会日高支部
支部長 菊地淳史

北海道日高郡新ひだか町静内木場町2-3-26

菊地淳史事務所内 電話 0146-42-3806

Fax 0146-42-3226

支部ホームページ <http://www.hi-gyosei.jp/>
行政書士記念日 2月 22日



行政書士ひだか 2022・7

令和4年度日高支部定時総会開催

日時 令和4年4月16日(土) 午前11時00分～11時30分
場所 日高郡新ひだか町静内吉野町3丁目1-1 「静内エクリプスホテル」

出席状況
会員26名中、出席26名 (内委任状10名)



永崎広実会員が議長に選出 福嶋尚人監事所用により欠席のため菊地支部長より監査報告代行 (令和2年度未消化事業還元として支部名入れクリアーファイル各100枚を配布 上の写真中央)



今年の総会も昨年一昨年同様に新型コロナウイルスの影響から、道会及び室蘭・苫小牧支部からの来賓出席も自粛願い当支部会員のみでの開催となりました。恒例の三支部合同研も2年続けて開催できず今年も先行き不透明の状況にあり今後の状況判断に委ねることとしました。

日高支部で行う業務研修会も状況により柔軟に対応する必要があるとしています。 (注:三支部合同研 *1 及び業務研修会 *2 は後日、支部理事会にて *1 中止及び *2 感染状況の推移を見ることとしました。)

行政書士業務のPRは、日高報知新聞に年5回及び各町広報紙の有料広告により行うこととしており、各町広報紙広告は行政書士記念日の時期に行うこととしております (これらは支部hpでご覧になれます)。

事業報告・決算報告並びに事業計画・予算案については提案通り承認決定。昼食会は行わず持ち帰り弁当方式としました。

第63回北海道行政書士会定時総会開催



地域活性化も視野に入れた地方開催であり、3年ぶりの対面による総会が釧路市で開催されました。

とき 令和4年5月27日（金）10:00
ところ 釧路センチュリーキャッスルホテル
日高支部から代議員として小森司理事、泉澤敏裕理事が出席。

第63回定時総会 北海道行政書士会



道会宮元仁会長挨拶

「もっと外に出ようネットも含めて発信しよう 事務所として地域と歩むことを道民に示すべきである」との主旨を述べられたフロントのパネルとマスクがコロナを象徴する見慣れてしまった風景だが一日も早い収束を期待したいものです。

代議員は総数79名

札幌36名 旭川7名 函館6名 以下4名
3名2名と会員数により比例配分

来賓挨拶で記憶に残る蝦名大地釧路市長行政書士論理綱領の「名誉を守り」を引用して行政事務のエキスパートとしてさらなる活躍に期待すると。



総会当日の釧路新聞からの引用です 北海道新聞にも掲載されたのでご覧になったかと思います。キャチコピーは「進化」



社会や地域にあわせた変化発展や事物が進歩して、よりすぐれたものや複雑なものになることにも対応できるようにしたいもので

各支部メールアドレス取得率		北海道行政書士会	
	2022/4/1現在 会員数	メール登録者数	メールアドレス取得率
室蘭	47	43	91.5%
釧路	48	36	75.0%
小樽	72	52	72.2%
日高	26	17	65.4%
札幌	1,041	623	59.8%
根室	14	8	57.1%
十勝	117	61	52.1%
苫小牧	48	24	50.0%
旭川	157	77	49.0%
空知	85	41	48.2%
網走	85	30	35.3%
函館	141	29	20.6%
計	1,881	1,041	55.3%

北海道行政書士会が取りまとめた全道の支部ごとのメールアドレス取得率です。インターネットは光と影の部分もありますが、デジタル化・ペーパーレス化は確実に進行しています。行政事務の書類も手書きは皆無と言って良いでしょう。

行政事務のエキスパートと称されているからには積極的にメールアドレスを取得して業務の効率化に努めましょう。

取得率の高い支部は会報等のメール配信も実施しており、SDGsにも貢献しています。

また、とある支部では研修会等案内の郵送は止めて、ファックスかメールでしか案内を届けないとしているところもあり、さらにファックスも止めていく方針と聞きます。

前号にて以下のようにお願いしています。まだ報告されていない方はぜひご報告ください (QRコードでの対応が難しい方は、ハガキ等でのご連絡もお受けします 059-2401 新冠町本町74-10 湯川行政書士事務所 まで)。

右のQRコードを読み取り以下のようにご報告いただきますようお願いします。 ⇒

例 ph7_yukawa @ hotmail.com



※メールアドレス登録の状況は、会員名簿をご参照願います。
なお、QRコードを読み込むと画面半分から下にQRコード会社の広告が表示されますが、関係ありませんので無視してください。



◇メールアドレスをご報告ください

日常的な連絡にも何かと便利なメールを支部会員全員取得を目指しまして、デジタル化の波に乗る必要性を痛感しているところです。

メール取得率9割を超える支部は、お知らせ・会報・総会案内等もメールに添付して郵送経費の削減、つまりペーパーレスに貢献していると聞き及びます。

つきましては、当支部においても逐次、メール取得の際はメールアドレスをご報告願いML（※メーリングリスト）活用を進めていきたいところでありますので、御理解の上よろしくご協力をお願いいたします（既に、メールアドレスをお持ちの方も同様にお願いいたします）。

なお、今回、裏面の「日高振興局建設指導課の建設業決算報告の処理について」という急を要する事務連絡をMLで流しました。この種のものは今後もMLのみを使い他の連絡手段は使いませんのでご了知ください。

右のQRコードを読み取り以下のようにご報告いただきますようお願いします。⇒



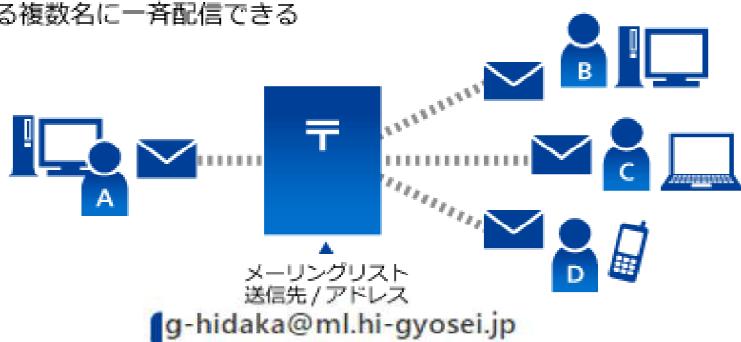
例 ph7_yukawa @ hotmail.com

メールアドレス登録の状況は、会員名簿をご参照願います。



※メーリングリストのイメージ図

特定の宛先にメールを送るだけで、
登録されている複数名に一斉配信できる



g-hidaka@ml.hi-gyosei.jp は日高支部のMLアドレスです

※メーリングリスト（Mailing List）とは、特定の宛先に1つのメールを送るだけで、あらかじめ登録されている複数のメンバーへ同じメールを一斉配信させることができる仕組みのことです。受けた会員もそれに返信するだけで登録会員全員に届きます。

1対1ではなく、1対複数メンバー間で双方向の情報交換が簡単にできる特徴を利用して、メンバー同士での一斉連絡・打ち合わせ・情報共有などに活用することができます。

◇ようこそ日高支部へ 新会員紹介（敬称略）

支部定時総会令和3年度事業報告書で報告のとおり、令和3年度は以下の方々が入会されております。

令和3年7月1日 土内 文行 浦河町堺町西3丁目10-3

令和3年8月1日 定木 基 様似町錦町17-7

令和4年3月1日 廣崎卓久 浦河町堺町西2丁目4-5



※総会の席上、出席された定木基会員(左から2人目)・土内文行会員(左から3人目)の両名からご挨拶をいただきました。

◇【建設業法第11条2項】に定める決算報告（決算変更届）について

日高振興局建設指導課の建設業決算報告の処理について

標記の書類処理について、滞っているとの情報を聞き及んだことについて、菊地支部長から振興局へ打診中のところ、担当係長より菊地支部長あて電話が有り、「担当職員の交代人事により、只今滞っている書類について、できるだけ早い時期に処理する。」旨回答を頂きました。

又、「その場で処理して返す事にする方向で進む。」との事であります。

以上、憂慮されておられる会員もおられると存じ取り急ぎ用件のみお伝えいたします。

令和4年6月22日

ML登録会員各位

北海道行政書士会日高支部

追補1